

市職員向け簡易救命講習業務

公募型プロポーザル 募集要項

令和5年（2023年）6月

吹田市消防本部 警防救急室

## 第1 業務等の概要

項目	内容
業務名称	市職員向け簡易救命講習業務
業務内容	市職員向け簡易救命講習業務仕様書 (以下「仕様書」という。)を参照のこと。
履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
履行場所	吹田市内各公共施設 研修室等
履行予定価格の上限	金3,696,000円(消費税及び地方消費税額を含む。) 令和5年度 1,056,000円 令和6年度 2,640,000円 上記の年度ごとの価格を超える提案は失格とします。
契約保証金	契約保証金の金額は吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)第113条第2項第2号の規定により契約金額の100分の5以上とします。
支払条件	各年3月31日までに該当年度の成果品全ての引き渡しを受けた上で、提案金額及び履行予定価格の上限額を限度に支払う予定です。(事業者選定後に締結する契約書に従って支払います。)

## 第2 参加資格

- 1 プロポーザル方式に参加資格を有する者は、次の各号を満たす者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
  - (3) 吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年1月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更正又は再生手続開始の申立てがなされている事業者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
  - (6) 令和元年度から令和4年度までのうち複数の年度において、一般市民または事業所向け応急手当講習の業務実績があること。

- 2 参加者は、契約候補者決定までの間に、上記第2の1に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

### 第3 選定スケジュール

1	募集要項をホームページに掲載	令和5年6月14日(水)
2	参加表明書等の受付	令和5年6月14日(水) ～令和5年6月30日(金)
3	質問の受付	令和5年6月14日(水) ～令和5年6月22日(木)
4	質問に対する回答	令和5年6月27日(火)
5	参加資格審査の結果通知	令和5年7月3日(月)
6	企画提案書の受付	令和5年7月3日(月) ～令和5年7月18日(火)
7	プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年8月8日(火)
8	選定結果の通知	令和5年8月14日(月)

### 第4 募集要項の配布期間及び配布方法

#### 1 配布期間

令和5年6月14日(水) 午前9時から同年6月30日(金) 午後5時まで

#### 2 配布場所

吹田市ホームページ[トップページ→事業者→「契約・入札」欄のプロポーザル案件情報→令和5年度(2023年度)プロポーザル実施案件→市職員向け簡易救命講習業務に係る公募型プロポーザル]

#### 3 配布方法

ホームページ上に公開している募集要項をダウンロードすることによる配布。

## 第5 応募及び参加の手続き等

### 1 提出書類

- (1) 指定様式1 参加表明書（上記ホームページよりダウンロード可）
- (2) 指定様式2 応急手当講習業務実績表（「第2 参加資格」(6) 参照）

### 2 提出方法

書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。また、持参する場合は、事前に提出先に電話連絡の上、提出期間内に持参すること。

### 3 提出期間及び提出先

#### (1) 提出期間

令和5年6月14日（水）から同年6月30日（金）（土・日・祝日を除く。）までの各日、午前9時から午後5時まで

#### (2) 提出先「第13 事務局」宛に提出すること。

### 4 質問方法

質問は、ホームページ掲載の質問書（指定様式3）にてメールで行うこと（メールアドレスは「第13 事務局」参照。以下同じ）。なお、募集要項及び仕様書に記載された事項以外は受け付けない。

### 5 質問受付期間

令和5年6月14日（水）から同年6月22日（木）午後5時まで

※メールの受信時刻を基準とする。

### 6 質問に対する回答方法

令和5年6月27日（火）までに吹田市ホームページ[トップページ→事業者→「契約・入札」欄のプロポーザル案件情報→令和5年度(2023年度)プロポーザル実施案件→「市職員向け簡易救命講習業務に係る公募型プロポーザル」欄の質疑応答]に公開。

## 第6 参加資格審査結果の通知

### 1 通知内容

参加表明書を提出した者（以下、「応募事業者」という。）については、参加資格を審査し、審査結果を全応募事業者に対して通知する。

参加資格を有すると認められた事業者（以下、「参加事業者」という。）のみが、企画提案書の提出ができるものとする。なお、参加資格がない旨を通知する場合は、その理由を付して通知する。

### 2 通知日

令和5年7月3日（月）

- 3 通知方法  
電子メール

## 第7 企画の提案について

### 1 企画提案書（任意様式）の提出

1 参加事業者につき1つの企画提案を行うものとし、企画提案書10部、電子データ1部を提出すること。

企画提案書を提出する事業者（以下、「提案事業者」という。）は、企画提案書に以下の（1）から（3）までの内容を含み、各項目がわかるように示すとともに、PRしたいポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと。

#### （1）事業者に関する項目

- ア 事業方針等
- イ 意欲・理解力
- ウ 派遣職員（講師）の基準

#### （2）事業内容

- ア 簡易救命講習指導の指導力
- イ フォローアップ・サポート体制
- ウ マネジメント体制

#### （3）見積書

見積書10部（うち1部については会社名を記載の上、代表者印を押印し、他の9部については会社名等を記載しないこと。積算内容について具体的に記載すること。）

### 2 提出方法

書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受付けない。また、持参する場合は、事前に提出先に電話連絡の上、提出期間内に持参すること。

### 3 提出期間及び提出先

- （1）提出期間 令和5年7月3日（月）から同年7月18日（火）（土・日・祝日を除く。）までの各日、午前9時から午後5時まで
- （2）提出先「第13 事務局」宛に提出すること。

## 第8 プレゼンテーション及びヒアリング審査・選定について

### 1 実施日時・場所

- （1）日時 令和5年8月8日（火）の吹田市消防本部が指定した時間
- （2）場所 大阪府吹田市江坂町1丁目21番6号 吹田市消防本部

## 2 実施時間等

各事業者あたり30分以内（プレゼンテーション15分・ヒアリング15分）とする。ただし、提案事業者数によっては、1提案事業者あたりの時間を短縮する場合がある。必要に応じ、PC・プロジェクター・スクリーンを使用する説明は可能とする。なお、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、その他の機器については各自で用意すること。

## 3 審査項目・審査基準・配点

	審査項目	審査基準	配点
事業者に関する項目	事業方針等 (15点)	・簡易救命講習普及業務についての考えは明確か。	5
		・救命講習業務における社内体制と派遣業務実績は、十分であるか。	10
	意欲・理解力 (10点)	・応急手当の重要性を十分に理解し、指導に熱意を持っているか。	5
		・吹田市における消防・救急行政について理解し、提案内容に吹田に特化した内容が盛り込まれているか。	5
	派遣職員（講師）の基準（10点）	・派遣職員（講師）の基準は、仕様書要件（第7 派遣職員（講師）の要件）を満たしているか。	10
企画・技術提案に関する項目	簡易救命講習の指導力 (25点)	・効率的かつ効果的な救命講習の指導内容（レッスンプラン）を有しているか。	10
		・効果的に講習を進めるための、魅力的なコンテンツ（声教材・動画教材を含む）、教材を有しているか。	5
		・救命講習会指導研修を十分に受けており、指導実績に相応しい、受講生の心を動かせるような指導スキルを有しているか。	5
		・受講生と積極的にコミュニケーションを図ることができるか。	5
	フォローアップ・サポート体制 (10点)	・未受講者及び受講者に対するフォローアップ体制は十分であるか。	5
		・救命講習受講者に対する質疑回答等のサポート体制は十分であるか。	5
	マネジメント体制 (15点)	・派遣職員に対する連絡体制は十分であるか。	5
		・専任担当者の配置、役割については業務遂行上、十分であるか。	5

		・簡易救命講習業務に関するトラブルに対する対応方法は適切か。	5
見積価格	見積額（10点）	・提案内容に対して見積価格は適正か。	10
	積算内容（5点）	・提案内容に対して積算内容は適正か。	5

(1) 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- ア 契約候補事業者の選定時点において本募集要項の「第2 参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に企画提案書等を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある事業者、又はなした事業者が提案したとき。
- オ 追加費用が発生する提案を行ったとき。
- カ 2つ以上の企画提案書を提出したとき。
- キ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

4 最優秀提案事業者の決定方法

- (1) 審査に当たっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とするものとする。また、見積価格は他の全ての審査が終わるまで選定委員会に開示しないものとする。
- (2) 提案事業者の中から、選定委員会の各委員（以下「選定委員」という。）が、審査基準等に基づき審査を行い、評価点（審査基準に基づき採点した点数の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位として、最優秀提案事業者と次点者を決定する。
- (3) 1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。
- (4) いずれの方法でも決定できない場合は、プロポーザル選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。
- (5) 以下の各項のいずれかに該当する場合は、最優秀提案事業者として選定することはできない。
  - ア 見積金額が履行予定価格を超過している。
  - イ 選定委員の採点の合計点の平均が60点未満である。

## 5 結果通知

審査・選定の結果については、令和5年8月14日（月）までに、全提案事業者に対して、メールにより通知する。最優秀提案事業者として決定されなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に吹田市消防本部警防救急室に説明を求めることができる。

## 6 結果公表

選定結果に関する情報は、次のとおり公表する。

### (1) 公表方法

吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」において閲覧に供する方法により行う。

### (2) 公表時期及び公表内容

最優秀提案事業者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表する。

ア 最優秀提案事業者名並びにその提案金額と評価点

イ 全提案事業者の名称 \* 申込順

ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け

\* 1位と順位付けした委員数の順、最優秀提案事業者以外は記号（アルファベット）表示

エ 審査項目・基準・配点

オ 選定委員の役職名

カ 選定委員会の会議録の概要

キ その他必要な事項

## 第9 提案限度額

見積金額が、履行予定価格以下であること。

3, 696, 000円（消費税及び地方消費税含む）

## 第10 失格事由

提案事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとする。

1 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

2 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

3 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示



すること。

- 4 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- 5 その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

#### 第11 提案事業者が1者又はない場合の取扱い

- 1 提案事業者が1者の場合も審査・選定を行う。ただし、品質確保の観点から最低基準点を60点と設定し、選定委員の採点の合計点の平均が60点に満たない場合、また、見積額が提案限度額を超過する場合は最優秀提案事業者なしとする。
- 2 提案事業者がない場合又は最優秀提案事業者として選定できる提案事業者がない場合は、再度公募を行う。

#### 第12 その他

- 1 応募・提案に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- 2 提出された書類の受領後の差替え及び再提出は、誤字等の軽微な変更を除き、認めない。
- 3 審査に必要な書類等の追加提出を求めることがある。
- 4 全ての企画提案書は返却しない。
- 5 提出された企画提案書は審査・選定の用途以外には使用しない。なお、選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。
- 6 提出された企画提案書の内容について、補足説明等を求めることがある。
- 7 最優秀提案事業者の企画提案書等により、吹田市消防本部警防救急室と最優秀提案事業者との間で協議の上、仕様書の変更を行うことがある。また本要領に定めのない事項については、吹田市消防本部警防救急室と提案者との間で協議の上、決定するものとする。
- 8 天災地変等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は本件公募プロポーザルを延期若しくは中止することがある。なお、この場合において、応募者は、本件公募プロポーザルに要した費用を吹田市に請求することはできない。

#### 第13 事務局

- 1 名称 吹田市消防本部 警防救急室
- 2 所在地 〒564-0063

大阪府吹田市江坂町1丁目21番6号

- 3 電話 06-6193-1118 (直通)  
※土、日、祝日を除く午前9時～午後5時
- 4 Eメール [sfd-kyukyu@city.suita.osaka.jp](mailto:sfd-kyukyu@city.suita.osaka.jp)